

公安委員会総括文書管理者の指定等に関する訓令の施行に関し必要な様式の制定について（例規乙）

〔 令和3年1月19日
兵警総例規乙第1号総務部長 〕

公安委員会総括文書管理者の指定等に関する訓令の施行に関し必要な様式の制定についてを下記のように定め、令和3年1月19日から実施する。

記

1 趣旨

この通達は、公安委員会総括文書管理者の指定等に関する訓令（平成13年兵庫県警察本部訓令第22号。以下「訓令」という。）の施行に関し必要な様式を定めるものとする。

2 公安委員会受付印等

訓令第5条第2項の規定により定める公安委員会受付印の様式は様式第1号、公安委員会文書收受簿の様式は様式第2号のとおりとする。

3 公安委員会告示番号簿等

訓令第6条第4項の規定により定める様式は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 公安委員会告示番号簿 様式第3号
- (2) 公安委員会規則番号簿 様式第4号
- (3) 公安委員会訓令番号簿 様式第5号
- (4) 公安委員会文書発送番号簿 様式第6号

4 公文書ファイル管理簿

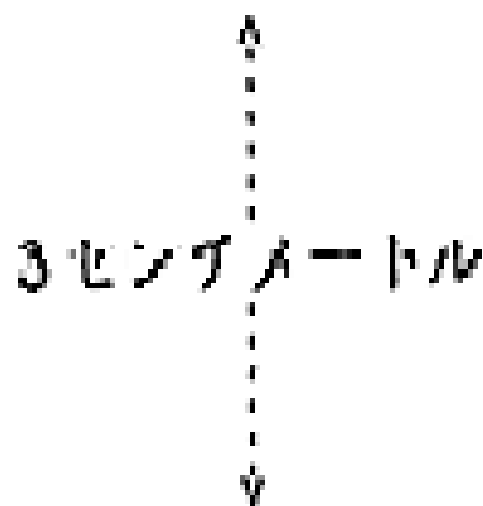
訓令第8条第3項の規定により定める公文書ファイル管理簿の様式は様式第7号のとおりとする。

5 移管・廃棄簿等

訓令第10条第4項の規定により定める移管・廃棄簿の様式は様式第8号、移管引継書の様式は様式第9号、意見書の様式は様式第10号のとおりとする。

様式第1号（2関係）

公安委員会受付印



← 4.5センチメートル →

番 号	収受月日	発 信 者 名	件 名	保 存 期 限	備 考
	文 書 番 号				
	.			.	.
	.			.	.
	.			.	.
	.			.	.
	.			.	.
	.			.	.
	.			.	.
	.			.	.
	.			.	.
	.			.	.

注 「備考」欄は、収受した文書を移送する場合に、移送先及び移送年月日を記載すること。

様式第3号 (3の(1)関係)

公安委員会告示番号簿

番 号	告示年月日	件 名	保 存 期 限	廃 止 し た 告 示
	施行年月日		主 管 所 属 (課・係)	当 該 告 示 を 廃 止 し た 告 示
	廃止年月日			
	..	(. . 県公報)	..	
	..			
	..			
	..	(. . 県公報)	..	
	..			
	..			
	..	(. . 県公報)	..	
	..			
	..			
	..	(. . 県公報)	..	
	..			
	..			
	..	(. . 県公報)	..	
	..			
	..			
	..	(. . 県公報)	..	
	..			
	..			
	..	(. . 県公報)	..	
	..			
	..			

注 「廃止した告示」欄及び「当該告示を廃止した告示」欄は、告示名及び告示番号を記載すること。

様式第4号 (3の2)関係)

公安委員会規則番号簿

番 号	公布年月日	件 名	保存期限	廃止した規則
	施行年月日		主 管 所 属 (課・係)	当該規則を廃止した規則
	廃止年月日			
	..	(. . . 県公報)	..	
	..			
	..			
	..	(. . . 県公報)	..	
	..			
	..			
	..	(. . . 県公報)	..	
	..			
	..			
	..	(. . . 県公報)	..	
	..			
	..			
	..	(. . . 県公報)	..	
	..			
	..			
	..	(. . . 県公報)	..	
	..			
	..			
	..	(. . . 県公報)	..	
	..			
	..			

注 「廃止した規則」欄及び「当該規則を廃止した規則」欄は、規則名及び規則番号を記載すること。

様式第6号(3の4)関係)

公安委員会文書発送番号簿

番 号	発送月日	発 信 者 名	件 名	保 存 期 限	備 考
	送 付 先				
	.			.	
				.	
	.			.	
				.	
	.			.	
				.	
	.			.	
				.	
	.			.	
				.	
	.			.	
				.	

注 「備考」欄は、発送する文書に係る参考事項がある場合に記載すること。

様式第9号（5関係）

年 月 日

総括文書管理者 殿

文書管理者

移 管 引 継 書

引継公文書ファイル数	
意見書添付ファイル数	
引継公文書ファイル目録	
備 考	

移 管 年 月 日	年 月 日	担当者	
備 考			

担当者	
警電	

意見書

移管文書の番号	移管文書のファイル名	記載されている情報の種別	該当する事項	意見の概要
		条例第6条 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 <input type="checkbox"/> 第6号		
		条例第6条 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 <input type="checkbox"/> 第6号		
		条例第6条 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 <input type="checkbox"/> 第6号		
		条例第6条 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 <input type="checkbox"/> 第6号		
		条例第6条 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 <input type="checkbox"/> 第6号		
		条例第6条 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 <input type="checkbox"/> 第6号		
		条例第6条 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 <input type="checkbox"/> 第6号		

注 1 「条例」とは、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）を表す。

2 「記載されている情報の種別」欄には、移管する文書に記載されている情報の種別に該当する□にレ印を付すること。